

昭和六十年 度 陵墓 関係 調査 概要

陵 墓 調 査 室

調査の全容

古代の高塚式陵墓と、埋蔵文化財包蔵地内にある陵墓の営繕土木工事実施にあたり、当調査室は、各陵墓監区の協力を得て、施工区域の遺物の有無確認のためと、工法決定に資するため事前に事前調査や立会調査を行っている。昭和六十年 度には次の各陵墓地における工事箇所 調査を実施し、遺構遺物の保存に万事を期した。

また本年 度は京都市内三箇所 で石塔文献調査を行った。

〔事前調査〕

一、狭木之寺間陵（奈良市山陵町）整備工事区域の調査（畝傍監区 九
月実施）

担当 飯倉晴武・福尾正彦・山中弘夫・松岡和男・中村直嗣・山本忠
浩・中村修也

〔立会調査〕

二、高島陵（京都府向日市寺戸町大牧）焼却炉設置箇所 調査（桃山監
区 六月実施）

担当 湯川博正

三、河内磯長中尾陵（大阪府南河内郡太子町大字太子）駐車場整備工事
箇所 調査（古市監区 七月実施）

担当 古沢寿一・大平斉

四、真仁親王墓（京都市東山区三十三間堂廻り町）石塔組直しに伴う調
査（月輪監区 七月実施）

担当 北野聖史・曾田誠二・遠池良逸

五、笠間山陵（奈良県宇陀郡榛原町大字笠間）鳥居建替工事箇所 調査

（畝傍監区 十 月十一月実施）
担当 芳村章雄

六、山辺道勾岡上陵（奈良県天理市柳本町）鳥居建替工事箇所 調査
（畝傍監区 十一月実施）

担当 梅森康史

七、竈山墓（和歌山県和歌山市和田）鳥居建替工事箇所 の調査（古市監
区 十一月実施）

担当 塩野孝臣・中野順治

八、桃山陵墓地（京都市伏見区桃山町古城山）隣接橘女子高校進入路案
内標識設置箇所 の調査（桃山監区 十二月実施）

担当 中川幸延

九、伏見松林院陵（京都市伏見区丹後町）鳥居建替工事箇所 の調査（桃
山監区 十二月実施）

担当 北川秀樹

一〇、泉山陵墓地（京都市東山区今熊野泉山町）崖地防災整備工事関係箇
所の調査（月輪監区 十二～三月実施）

担当 藤井良章・北野聖史・曾田誠二・竹村哲也・遠池良逸

一一、畝傍山東北陵（奈良県橿原市）巡回路木橋改修工事箇所 の調査（畝
傍監区 一月実施）

担当 中野雅之

一二、狭木之寺間陵（奈良市山陵町）整備工事箇所 の調査（畝傍監区 一
～三月実施）

担当 中村直嗣・山本忠浩

一三、片丘馬坂陵（奈良県北葛城郡王寺町本町）拝所整備工事箇所 の調査
（畝傍監区 二～三月実施）

担当 前川勲

一四、百舌鳥耳原中陵陪冢い号（大阪府堺市大仙町）外構柵取設工事箇所
の調査（古市監区 二～三月実施）

担当 富賀武・真銅慶一・木林成嘉

一五、北白河陵（京都市左京区北白川追分町）神楽岡部事務所水道管改修
工事箇所 の調査（月輪監区 二～三月実施）

担当 大藪健司

一六、中尾陵（京都市東山区今熊野宝蔵町）見張所改修等工事箇所 の調査
（月輪監区 三月実施）

担当 北野聖史・曾田誠二・遠池良逸

一七、檜隈坂合陵（奈良県高市郡明日香村大字平田）駐車場整備工事箇所
の調査（畝傍監区 三月実施）

担当 久保俊郎

一八、後宮塚陵墓参考地（京都市伏見区竹田小屋ノ内町）盛土整備工事箇
所の調査（桃山監区 三月実施）

担当 舟瀬利昭

〔その他〕
一九、泉山陵墓地崖地防災整備工事に伴う残土処理予定地の調査（月輪監
区 九月実施）

担当 椋本武・藤林幸祐・曾田誠二

以上の調査のうち、事前調査は当調査室員と所管陵墓監区の調査担当
職員とで調査を行い、立会調査等は当調査室の指示のもとに、所管陵墓

監区の調査担当職員が行った。事前調査においては、関西大学名誉教授末永雅雄氏、奈良国立文化財研究所長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長藤田寿雄氏、奈良教育大学教授梅田甲子郎氏に現地検分を依頼し、地質、遺構、保存工法について、それぞれ指導を受けた。また各工事は調査結果に基づいて、当庁京都事務所工務課が遺構・遺物の保存に留意して施工した。

一の狭木之寺間陵の整備工事に伴う事前調査は、外堤内法護岸箇所と外堤内法石積箇所及び樋門・樋管改修箇所、人止柵改修箇所の調査である。外堤内法裾部分の調査では比較的浅い位置で地山を確認した。東渡り土堤より北側では葺石も礫群も認められないが、南側では裾の部分に一部その可能性を残している。東渡り土堤南斜面において拳大の礫からなる葺石を確認した。現在の裾から約三メートルなかに入り込む位置である。平坦面では地山上に盛土した状態が認められた。なお、詳細は後掲のとおりである。

四〇七、九、一一、一三、一五、一六は元の設置箇所と同じ場所を掘り返しただけであり、遺構遺物はなかった。二、三、八、一〇、一四、一七〜一九もすべて遺構遺物ともなかった。

石塔調査は、京都泉涌寺内の陽光太上天皇妃晴子墓、中和門院藤原前子墓、京都清浄華院内の教法門院藤原宗子以下十一墓については採拓し、京都浄福寺内の光格天皇皇女靈妙心院墓については採拓と実測調査を行った。

(飯倉晴武)

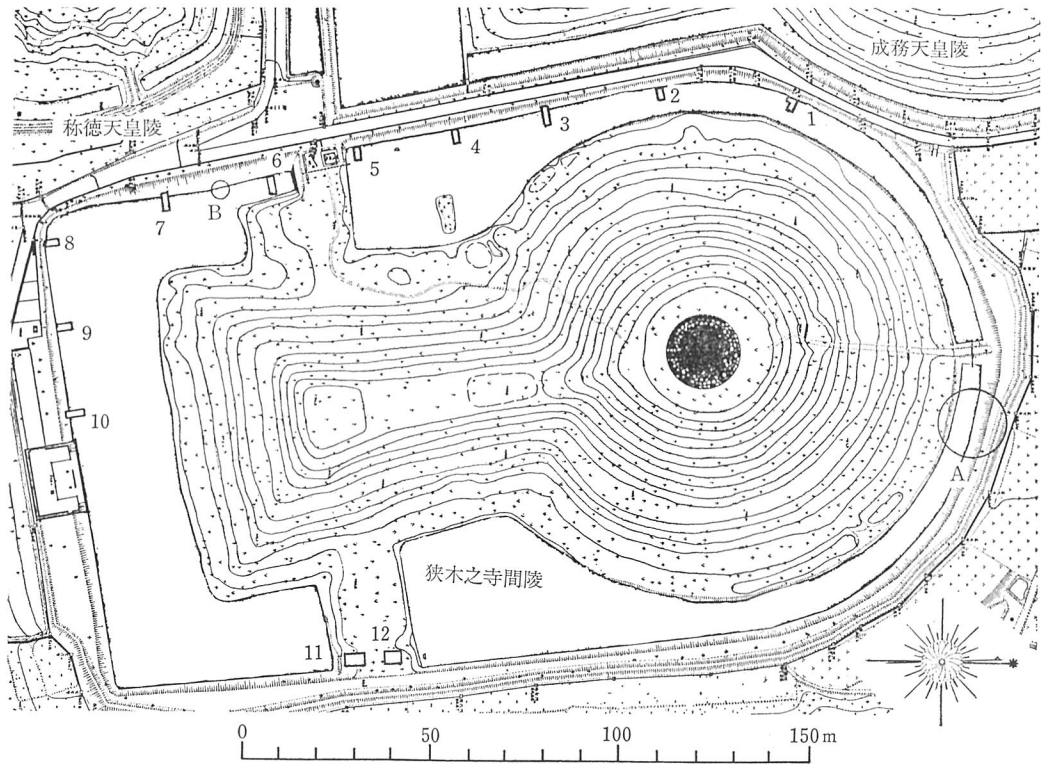
狭木之寺間陵整備工事区域の調査

垂仁天皇皇后日葉酢媛命の狭木之寺間陵は、奈良市北郊に位置する前方後円墳である。隣接する成務天皇陵、称徳天皇陵とともに、いわゆる佐紀三陵をなし、佐紀盾列古墳群に属する。本墳の周囲には水濠がめぐっている。西側面から前方部にかけての外堤内法は、経年の波浪による浸食が著しいので、東渡り土堤の樋門・樋管改修などと併せて、整備工事を行うこととなった。そこで、昭和六十年九月十九日から十月六日にかけて事前発掘調査を実施した。この間、考古学・地質学および土木工学の専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜った。また、昭和六十一年一月十六日から三月三十一日までの掘削時には、後円部のほぼ背後にあたる外堤内法崩壊箇所の石積擁壁工事、拝所裏石積改修工事とともに、立会調査を行った。事前調査を中心に、両者の調査結果の概要を述べることにする。

事前調査に際しては、外堤内法護岸箇所に幅二〜三メートル、長さ四〜六メートルのトレンチを一〇本、また、樋門・樋管改修箇所にも後述するような規模のトレンチを二本設けて、調査を進めた(第1図)。

調査地における標準的な層序は、次の通りである。

I層 表土。黒色腐植土。一部を除いてへドロ層の堆積は、ほとんど認められない。



第1図 狭木之寺間陵調査箇所的位置 (1/2000)

II層 後世の攪乱層。便宜的に後世の遺構の被覆土もここに含める。

III層 覆土。自然堆積土と思われるもの(III a)と、崩落堆積土と思われる礫を含んだもの(III b)がある。

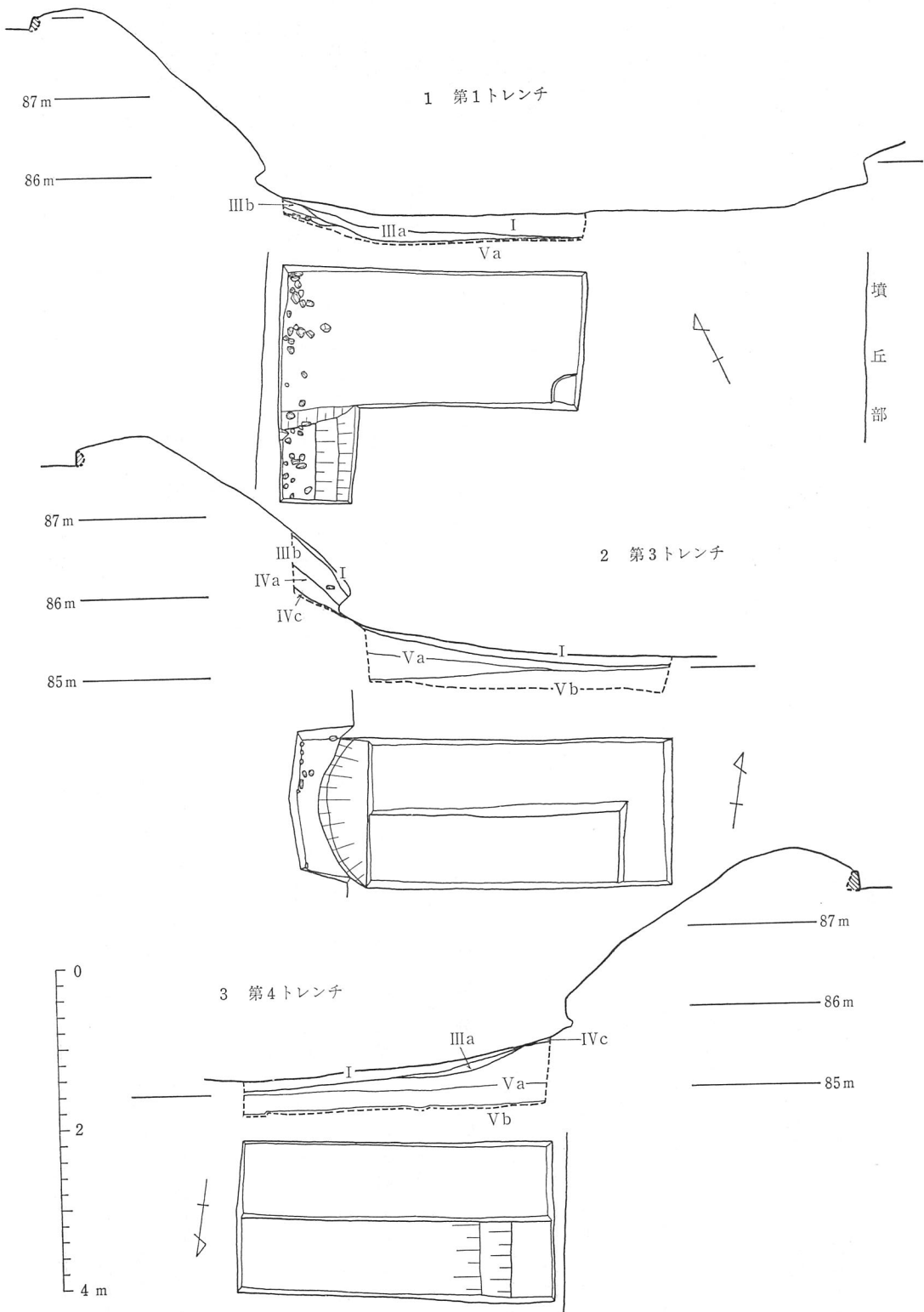
IV層 盛土。後世の盛土と、本来の堤体かと思われるもの(IV c)がある。前者には堤体の粘土刃金(IV a)と、そうでないもの(IV b)があるが、主体を占めるのは、IV a層である。

V層 地山。梅田甲子郎氏により、基層は第三紀佐保累層であるとの教示を得た。外堤部分では、黄褐色系、もしくは青灰色系の粘質土(V a)、粗砂層(V b)、礫層(V c)として観察される。東渡り土堤部分では、黄褐色系の粘質土のほかに、灰色砂礫層(V d)が認められ、これが主体を占める。

一、西渡り土堤北方の外堤内法護岸箇所

該地は北方、つまり後円部に至るにつれ、わずかに標高を上げ、ヘドロの集積も厚くなっている。法裾付近に第1~5トレンチを設けた。

第1・2トレンチ(第2図1) 調査地の北端とそこから約三〇メートル南の地点に設けたトレンチである。この付近は、調査対象地のなかでは、ヘドロの集積の認められるところである。ヘドロ(I層)は、濠の中央に至る程、厚く堆積し、その下位にあまり締りのない暗灰色粘質土(III a層)が認められる。外堤裾付近には、比較的締りのよい黄褐色粘質土、もしくは灰褐色砂質土(III b層)がある。第1トレンチでは、III b層の下位に厚さ六~八センチの灰色粗砂層を認め、この中に拳大の



第2図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(1) (1/80)

角礫や円礫が散存している。本来、葦石として利用されていた礫を含むかとも思われるが、他の箇所では葦石として角礫は使用されていない。地山は、第1トレンチでは青灰色粘質土(Va層)、第2トレンチでは暗青灰色粗砂層(Vb層)である。出土品は認められない。

第3トレンチ(第2図2) 西渡り土堤の北方約五四メートルのところに設けた。該地では、外堤裾の一部をも掘削した。外堤裾部分では、黒色腐植土(I層)、灰褐色砂質土(IIIb層)、固く締った明灰褐色粘質土(IVa層)の層序で、IIIb層の下位には黄褐色砂質土(IVc層)がある。本層の上部には拳大の礫が若干含まれ、突き固められたような状況からみると、葦石の残存部分とも考えられよう。小振りであることが注意される。濠の部分では、薄く堆積した黒色腐植土(I層)の下位は、すぐに地山たる暗黄灰色粘質土(Va層)が認められた。土師器・埴輪の小片が、外堤裾部分のI層、IIIb層から数点出土した。

第4トレンチ(第2図3) 西渡り土堤の北方約二八メートルのところに設定した。ここでも、厚さ約一〇センチの黒色腐植土(I層)の下に、一部、縮りのない茶褐色砂質土(IIIa層)を挟んで、青灰色粘質土(Va層)といった地山が認められる。外堤寄りの部分では、Va層の上位に縮りのよい黄褐色砂質土(IVc層)があり、これは本来の堤体の一部であるかと思われる。出土品は検出されなかった。

第5トレンチ(第3図4) 西渡り土堤の北側裾付近に設けた。この付近は、渡り土堤の護岸工事などの際の攪乱をうけているようであり、

層序もそのことを示している。表土(I層)は下部がヘドロとなっており、その下位は有機物を含む暗灰黒色粘質砂層(II層)などや暗灰褐色砂質土(IIIb層)である。地山(Va層)は、II層のために大きく変異を受けている。埴輪や瓦の小片が一〇数点、I層およびII層から出土した。

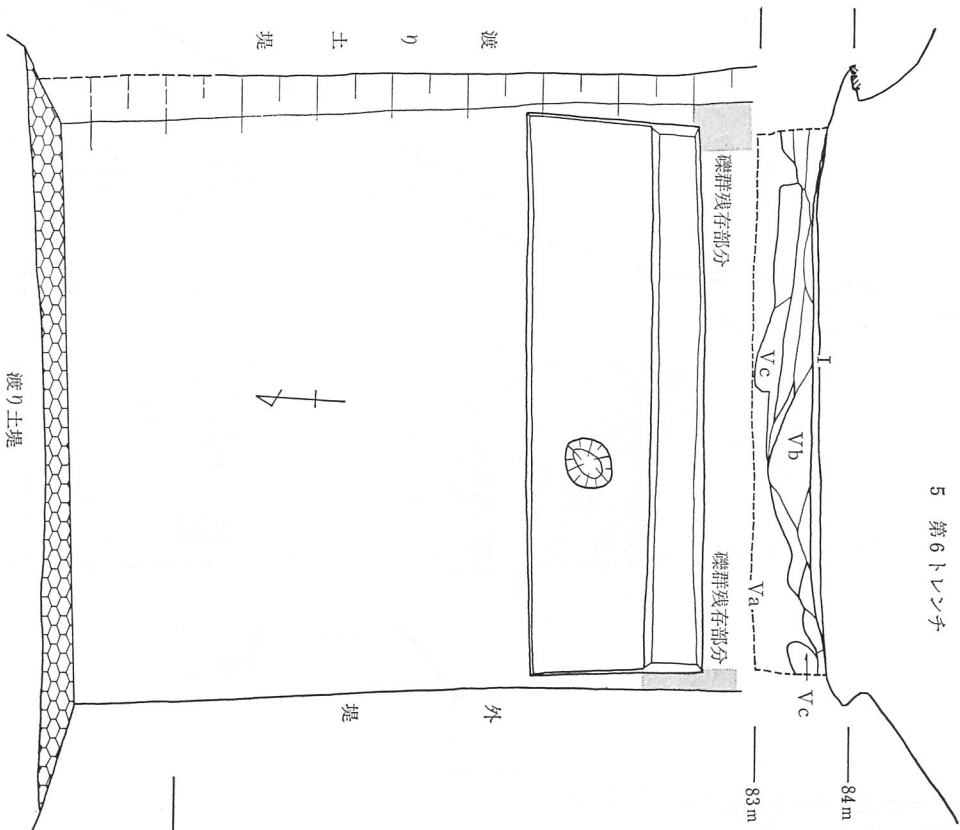
二、西渡り土堤南方の外堤内法護岸箇所

本陵の周濠は北、東、西の渡り土堤により三区に分される。うち、西渡り土堤付近ではその南北で、二メートル弱の比高差がある。南側周濠の外堤裾に接した水際には、礫が帯状に分布している状況が認められる。西渡り土堤の南側から前方部正面拝所にかけての外堤内法裾部分に第6トレンチを設け、一部は外堤部分にまで拡張した。

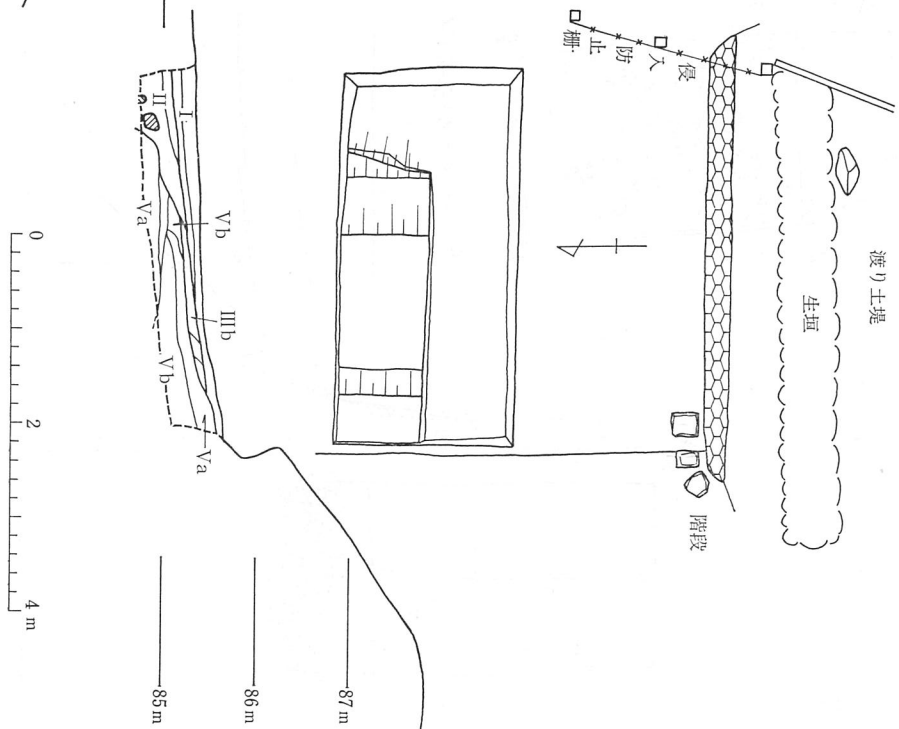
第6トレンチ(第3図5) 西渡り土堤はその南側の外堤寄り部分が大きく湾入し、幅狭となっている。この湾入した部分のほぼ中央に、外堤と渡り土堤の各裾をつなぐトレンチを設けた。湾入部の北端は、既に護岸されているが、その裾から約六メートル、つまりトレンチのほぼ南壁付近から南側部分では、渡り土堤や外堤の波浪による侵食部分に礫が認められるのに対し、北側部分では全く観察されないことに注意しておきたい。

ここでの黒色腐植土(I層)は極めて薄く、最も厚いところでも一〇センチに満たない。そして、すぐに地山(Va・b・c層)に達している。トレンチのほぼ中央外堤寄りの部分で、深さ約一〇センチの浅い摺

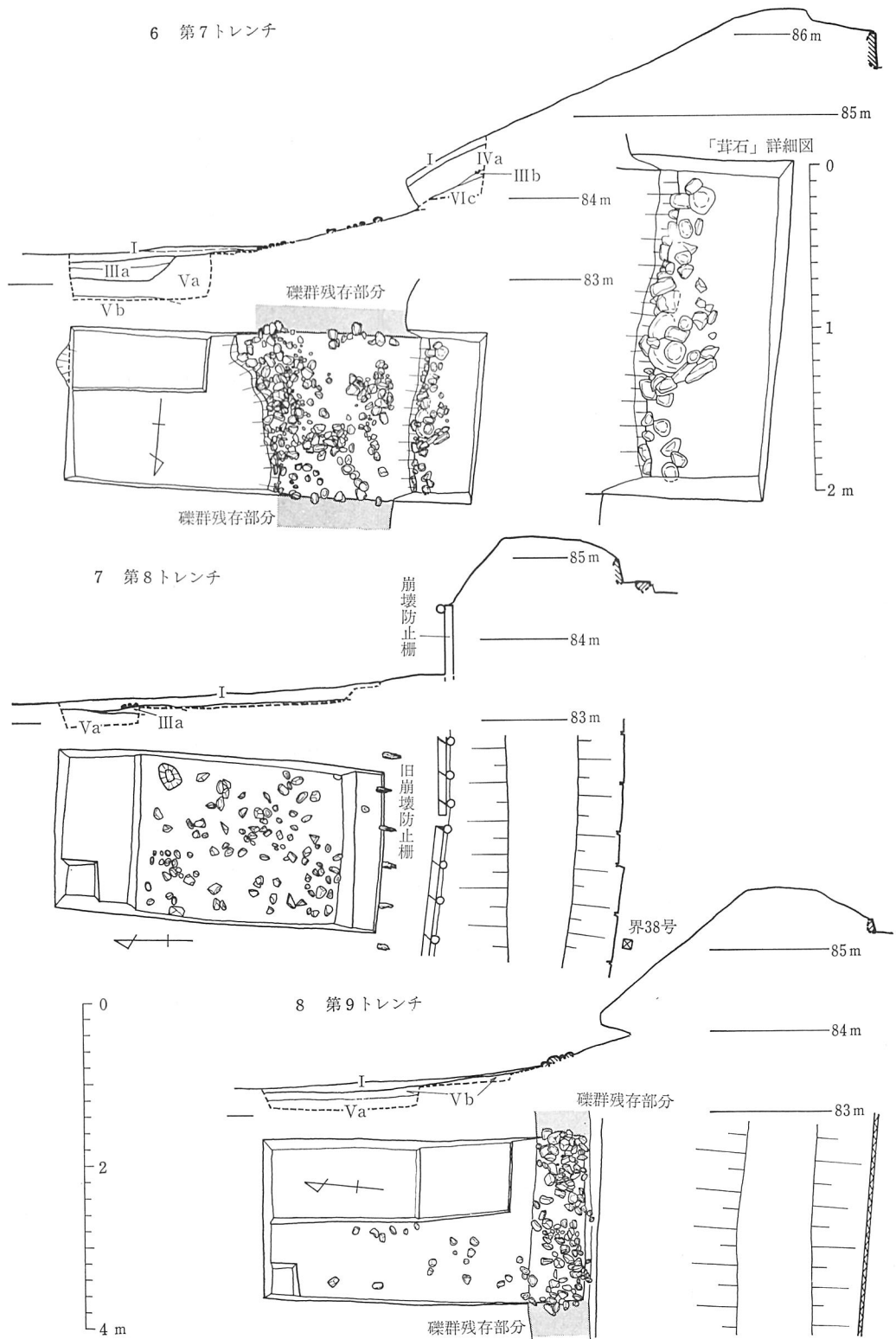
5 第6トレンチ



4 第5トレンチ



第3図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(2) (1/80)



第4図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(3) (1/60, 詳細図は1/40)

鉢状の掘り込みを認めた。性格は不明である。

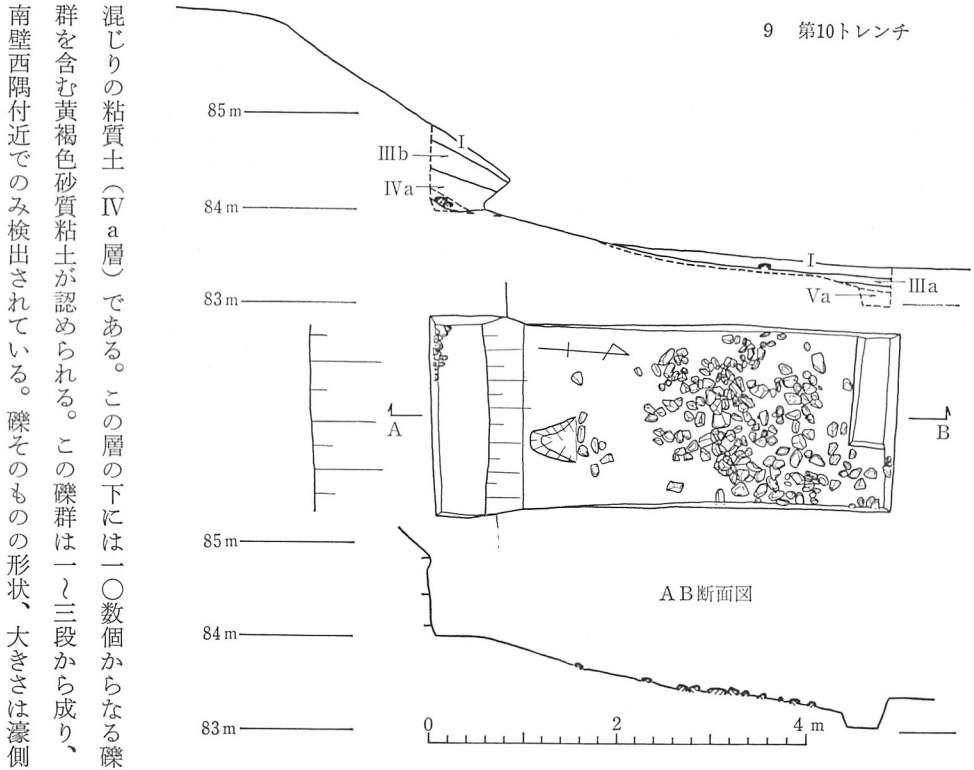
第7トレンチ(第4図6) 西渡り土堤と前方部外堤の西隅のほぼ中央に、外堤裾部にまで拡張し、設定したトレンチである。当地は、外堤裾部の濠に接した部分の礫の群在が最も著しいところである。濠側では、地山(Va層)は大きくカットを受け、その上に灰色粘質土・淡灰色粗砂層(III a層)、黒色腐植土(I層)が認められる。しかしながら、礫の群在部分では、その直下は地山(Va層)である。礫そのものは、安定した状態とは認められず、部分的に埴輪の小片も混じえていることから、本来の葺石とみなすことは難しいように思われる。一方、外堤裾部分では黒色腐植土(I層)、灰褐色粘質土及び灰褐色砂質土(IV a層)黄褐色砂質土(IV c層)が地山(Va層)上に認められる。外堤裾部の波浪により挟られていた部分に露呈していた礫は、その奥三〇〜四〇センチにわたり認められた。傾斜はほとんどないが、黄褐色砂質土とともに安定した状態を示すことから、黄褐色砂質土を本来の堤体とみなすことは可能であろう。出土品は少ない。

第8トレンチ(第4図7) 前方部西隅の外堤内法には木樋があり、掘削が困難であったため、やや東に寄ったところに設けた。この地は外堤の崩落が著しく、数回にわたり土留柵によって応急処置がなされている。ために、木樋の存在と併せて、土砂の流入が多くなっている。外堤裾部の礫は比較的少ない。これらの土砂や有機物の腐植土を含む表土(I層)下には、レンズ状に灰色粘質土(III a層)を含み、地山(Va

層)となっている。この地山は傾斜がほとんどなく、直上には拳大の礫が散在している。葺石として使用されていた礫が移動したものである。また、東壁中央のやや北方において、浅い摺鉢状の掘り込みが検出されている。出土品は比較的多いが、そのほとんどが表土から検出されたものである。

第9トレンチ(第4図8) 拝所と前方部外堤西隅とのほぼ中央に設けた。該地も外堤裾部の濠に接したところに、礫の分布が著しいところである。これらの礫の直下は、第7トレンチで認められたように地山(Vb層)であった。濠寄りの部分も、薄く堆積した腐植土(I層)の下位はすぐに地山(Vb層)であり、その上に小振りの礫が散在していた。これらの礫は、集積している部分も散在している部分も含めて、地山に据えられたような状況は認められない。埴輪片が表土中より若干出土している。

第10トレンチ(第5図9) 拝所の中央部から約一七メートル西方のところに、一部、外堤のほうに拡張して設定したトレンチである。濠側では、砂泥を混じえた腐植土(I層)下には、緩やかに傾斜する地山(Va層)が認められた。ここにも、拳大の礫が不安定な状態で群在している。墳丘寄りの部分では、表土と地山の間にはあるが、濃灰色粘質土(III a層)が介在する。一方、外堤裾部分では、黒色腐植土(I層)の下は暗灰褐色砂質土である。この層は締りを欠くことから、崩落堆積土(III b層)であろう。その下位は、固く刃金締された黄褐色



第5図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(4) (1/80)

混じりの粘質土（IV a層）である。この層の下には一〇数個からなる礫群を含む黄褐色砂質粘土が認められる。この礫群は一〜三段から成り、南壁西隅付近でのみ検出されている。礫そのものの形状、大きさは濠側

で検出されたものと大差ない。周囲に特別な掘り込みなどは検出されず、その性格などについては明らかにしえない。表土から比較的多くの埴輪片を検出している。

以上のように、第6〜10トレンチの状況からみて、該地の周濠は当初から滞水された状態であったか否かは、検討を要するようと思われる。特に第6トレンチを設けた箇所では、西渡り土堤の現状からみて本来の濠部分であったか否かについても疑問の生じるところである。

なお、第6〜7トレンチにかけての外堤裾部などには、板状節理を示す片岩系の石材が単独、もしくは集積した状態で少なからず分布しているのを観察できる。そのうち、西渡り土堤の湾入部南裾から南へ約一九メートルの地点（第1図B）では、これらの集積された片岩系の石材に混じって、完形の須恵器坏蓋（第13図34）を採集している。

以上のような成果をふまえて、工事は礫群や葺石を破壊しない様、設計変更の上、施工した。

三、後円部背後外堤内法崩壊箇所

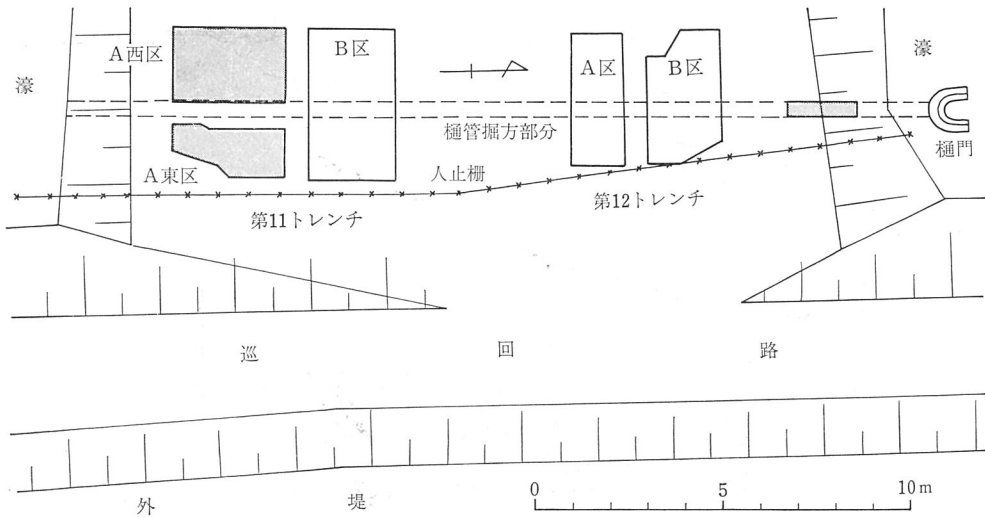
昭和五十七年八月に関西地方を襲った台風一〇号のため、後円部のほぼ背後の外堤内法（第1図A）が崩壊した。該所は北渡り土堤の東方約六〜二六メートルの地点にあたる。ここでは、外堤下の平坦面（巡回路）と濠水面との間に約四メートルの比高差があり、このうち、施工時には水面上約一・九メートルまでを掘削した。その結果、約二〇センチの黒色腐植土（I層）の下には約一・二メートルの黄褐色、灰褐

色混じりの砂質土（IV b層）がある。おそらくは、後世の盛土であろう。その下位には、灰色砂質粘土層（V a層）などが認められた。本層以下が地山であろう。つまり、現在の巡回路の下、約三・五メートルから下位が地山と考えられる。このV a層は、ほぼ水平に北側へのびているが、濠側では約四〇度にカットされている。これが堤体としての本来の傾斜を示すかどうかは、葺石が遺存していないこともあり、明確にしない。

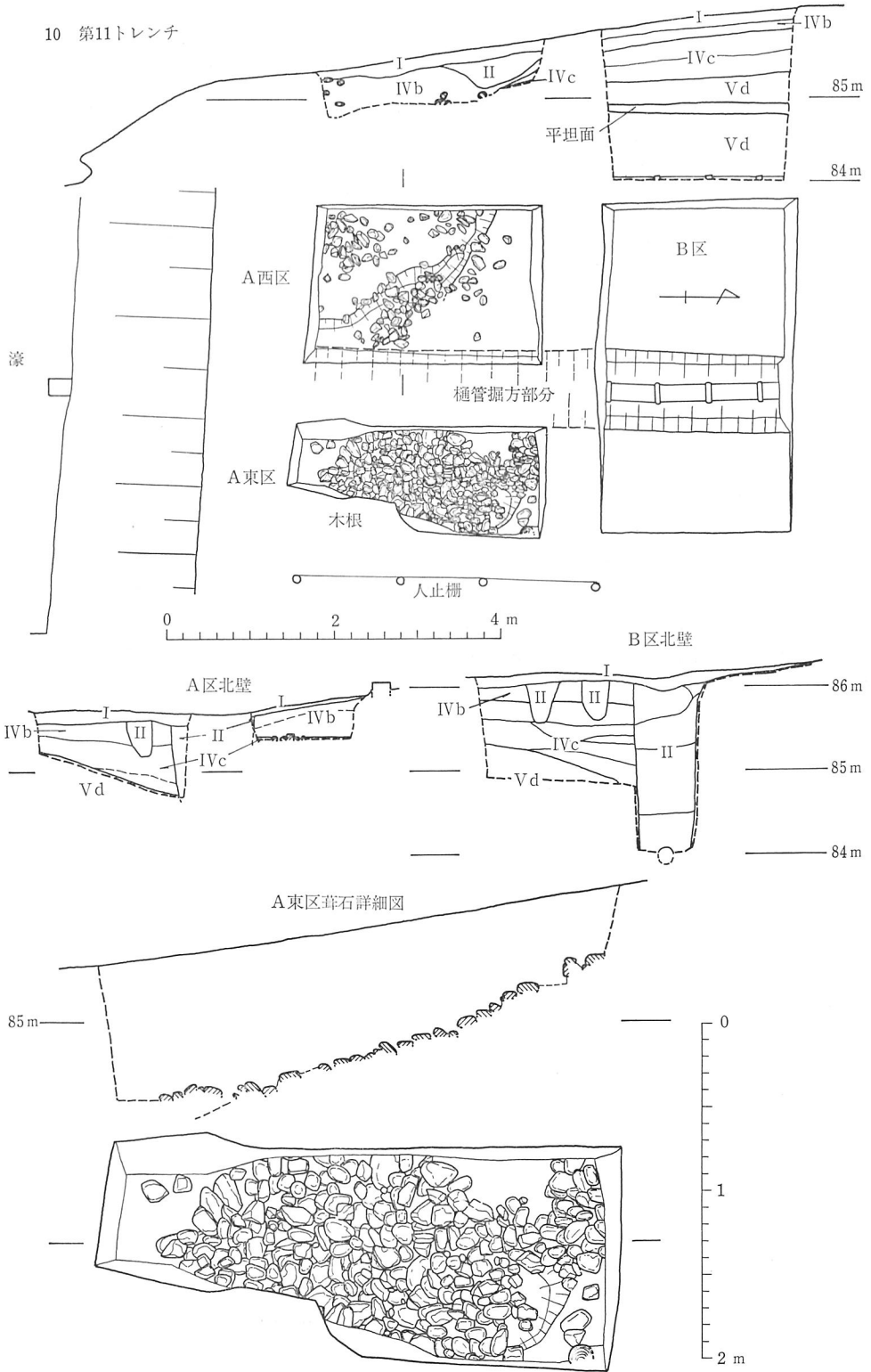
四、東渡り土堤樋門樋管改修部分

東渡り土堤は、裾部幅約二二メートル、平坦面の幅約一八メートルである。外堤の中央部から約一〇メートル西にある樋門・樋管が経年のため老朽化して漏水を生じるようになったので、改修工事に先立って調査を行った。調査は、渡り土堤南裾から三メートルのところに四×六メートルのトレンチ、一三・五メートルのところに三・五×四メートルのトレンチを二〜三のグリッドに区分して実施した（第6図）。まず、旧樋管の掘方の検出を行い、ついで、渡り土堤の構造の把握に努めた。

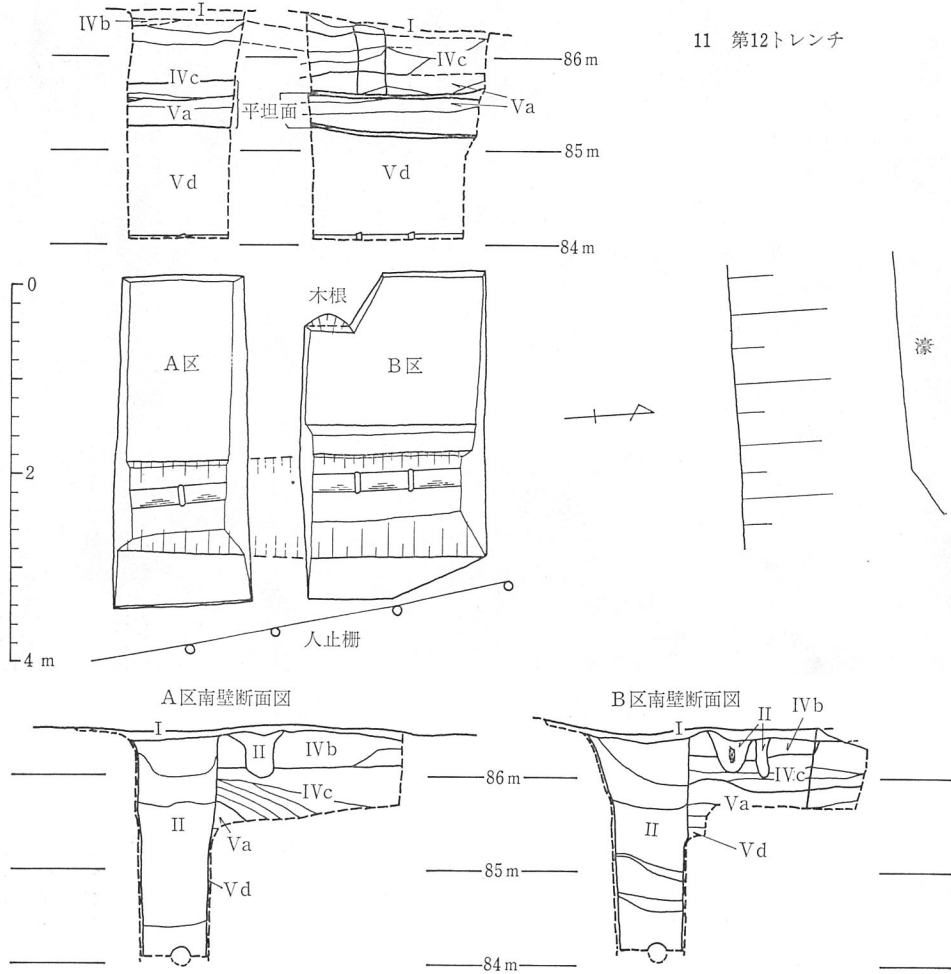
第11トレンチ（第7図10） 渡り土堤の南側に設けたトレンチである。南側のグリッドを11 A東区、11 A西区、北側を11 B区とした。該トレンチの南側、つまりA区では、木根による土相の攪乱が著しいが、北側のB区ではほとんど攪乱は被っていない。則ち、黒色腐植土（I層）、比較的締りのよい暗茶褐色土（IV b層）の下に、粘土ブロックを含む黄褐色粘質土（IV c層）などが、発掘範囲では〇・二〜一メートルにわた



第6図 狭木之寺間陵樋門・樋管改修箇所詳細図 (1/200)
(アミ部分は葺石検出部分)



第7図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(5) (1/80, 詳細図は1/40)



第8図 狭木之寺間陵トレンチ平面および断面(6) (1/60)

って認められる。その下位が、南および東側に向かって傾斜する灰色砂礫層(Vd層)である。地山の傾斜には緩急があるが、盛土によってほぼ一定のレベルを保っている。表土下に認められた二箇所の掘り込み(II層)は南北にのびる溝となっているが、ここには、一部に柱根をとどめているところもあり、旧土止柵の掘方と考えられる。一方、A区では葦石が検出された。西区では木根による攪乱が著しく、かなり削平されていたが、東区ではその状況をよく観察できた(図版五)。葦かたっている礫としては、径二〇センチを越えるようなものもあるが、多くは、拳大の小振りの円礫を使用している。葦き方としては、多くは二段、ところによっては三段と北側に上重ねしている。これらの葦石は、暗茶褐色土(IVc層)とともに突き固められたような状況を呈している。傾斜角は二〇〜二五度であり、葦石としてはやや緩傾斜かと思われる。発掘調査において、その南北端を明らかにすることはできなかったが、ボーリング棒による探査の結果、北端部分では、トレン



第9図 狭木之寺間陵のトレンチA区南壁

チ上端から約二〇センチのところまでは、礫の存在を推測しえた。また、南側は、同様の傾斜で、そのまま濠側へのびるようである。埴輪片などを若干出しているが、いずれも樋管の掘方内から出土したものである。

第12トレンチ(第8図11) 渡り土堤中央部のやや北側に、A・B区に二分して設けた。基本的な層序は第11トレンチと同様であるが、いくつかの特徴が認められる。まず、第一に、赤褐色粘質土(IVb層)の存在である。この層は比較的締りが良く、A区を中心とし、B区南壁付近までの極めて限られた分布を示す。第11トレンチでは認められない。原初のもものとみなすことは難しいと思われる。第二は、A区南壁で観察された地山整形と盛土の状況である。ここにおいては、地山(Va層)はわずかししか検出していないが、第11トレンチB区北壁で認められた地山(Vd層)とは逆勾配に、大きく削り出したものである。この地山の上になされる盛土(IVc層)も、地山の勾配に対応しつつ、順次傾斜を緩やかにしつつ、最終的に水平に仕上げられている(第9図)。B区においても、地山(Va層)の削り出しは、A区程大きくはないが行われており、その上に盛土がなされ、渡り土堤の築堤法を窺うことができる。若干の埴輪片などが樋管の掘方、および表土から出土している。

以上の調査結果をもとに、この東渡り土堤においては、樋管の掘方内のみで施工するように工法の検討を依頼した。実際の施工時には、北側においても、この掘方の断面に葺石が観察されたのである。葺石が認め

られた範囲は、第12トレンチB区北壁から約一・七〜三・六メートルのところである(第6図)。断面で観察する限り、葺いている礫も第11トレンチA東区で検出された礫と同様の大きさのものを使用しており、葺き方にも大差はない。ここでの葺石の北端、南端部分に使用している礫の形状や葺き方にも、他の部分との相違は認められない。しかし、本来の北端、南端にあたるかどうかは、周囲が攪乱を受けていることもあって明らかにし難い。

ともあれ、このことから、東渡り土堤のより墳丘寄りや外堤寄りの部分については決定的な決め手を欠くものの、少なくとも樋管部分とその周辺に関しては、築堤時のものと考えられるに至った。その規模は平坦面で約一三メートル、裾部分で一八メートル以上である。

出土遺物は、事前調査と立会調査を通じて約二五〇点である。そのほとんどは埴輪であり、若干の土師器、須恵器、陶磁器、瓦を含んでいる。これらのなかには、落水に伴って墳丘裾や外堤裾の水涯線付近から表採された遺物も含まれる。原位置を保つものは、認められない。ここでは、これらを併せて概述することとする。

なお、出土品番号のところに括弧書きで記した数値はトレンチ名を示し、Mで表わしたものは墳丘前方部正面裾(M1)、側面裾(M2)からの採集品であることを表示している。

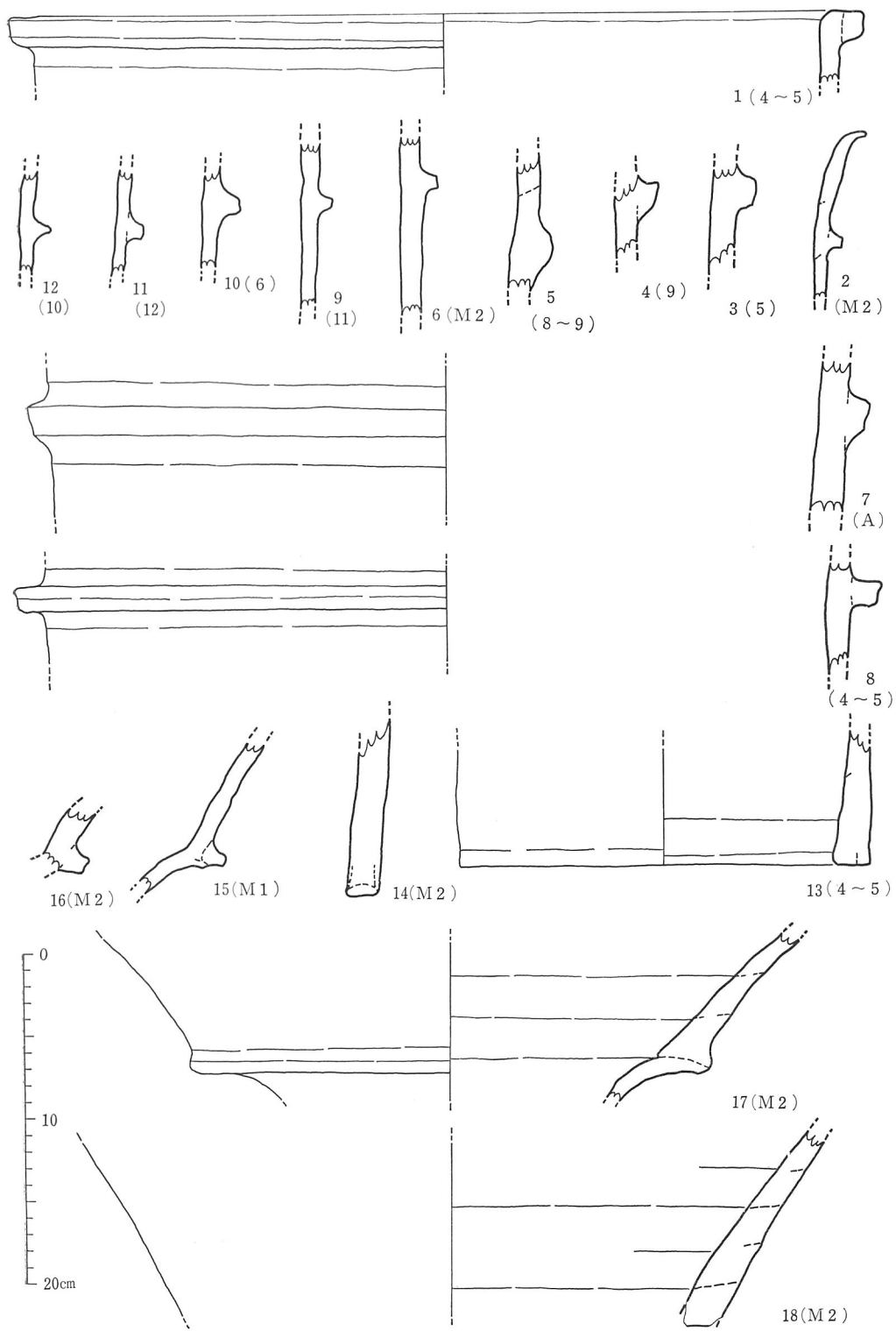
埴輪

円筒埴輪と形象埴輪があり、前者には普通円筒、朝顔形、鱗付埴輪

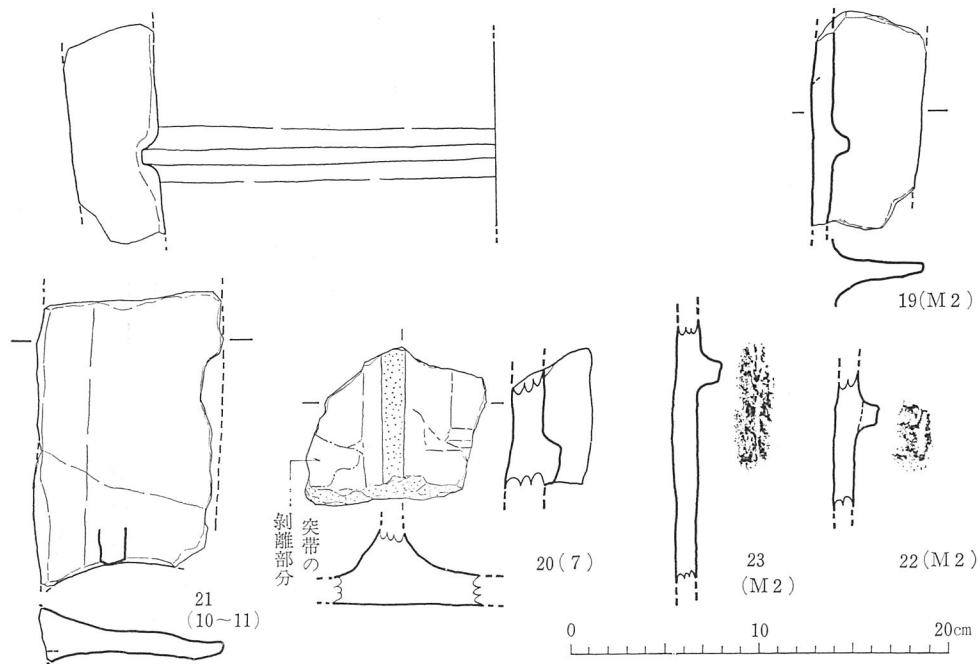
が、後者には家形、衣蓋形、楕形などがある。いずれも淡赤褐色〜灰褐色系の色調を呈し、やや多くの小砂粒や石英粒などを胎土に含んでいる。器表が荒れているものが多く、その調整手法を明らかにしえるものは、ほとんどない。

埴輪円筒(第10図1〜14) 小片が多く、径を復元できるものは少ないが、1は口径約五〇センチに復元できる。胴部の資料で、これに似た数値を示すものは多い(7・8)。底径は、明らかにしうる例では約二五センチ(13)、三五センチ(14)に復元できるものがある。口縁部は、突帯を貼り付けることによって肥厚させたもの(1)と端部を短く大きく外反させたもの(2)がある。前者はやや厚手であり、後者は薄手であることが注意される。この器壁の二者は胴部においても認められるが、口縁部や大きさとの対応関係は明らかではない。突帯の数は不明である。形状的には概して突出度が高く、断面で見ると上辺下辺ともに内彎し稜の鋭角的なもの(8)、台形状(2・3、6・7、9〜11)、三角形(12)、その他(4・5)がある。底部は接地面が広く、どっしりと安定したものが多い(13・14)。14では、特徴ある成形方法を窺うことができる。

朝顔形埴輪(第10図15〜18) 頸部から口縁部にかけてのもの(15)と肩部に近い部分(18)が出土している。前者では、その接合部に、断面が丸味を有する突帯(15・17)、もしくはM字を呈する突帯(16)を伴っている。



第10図 狭木之寺間陵の出土品(1) (1/4)



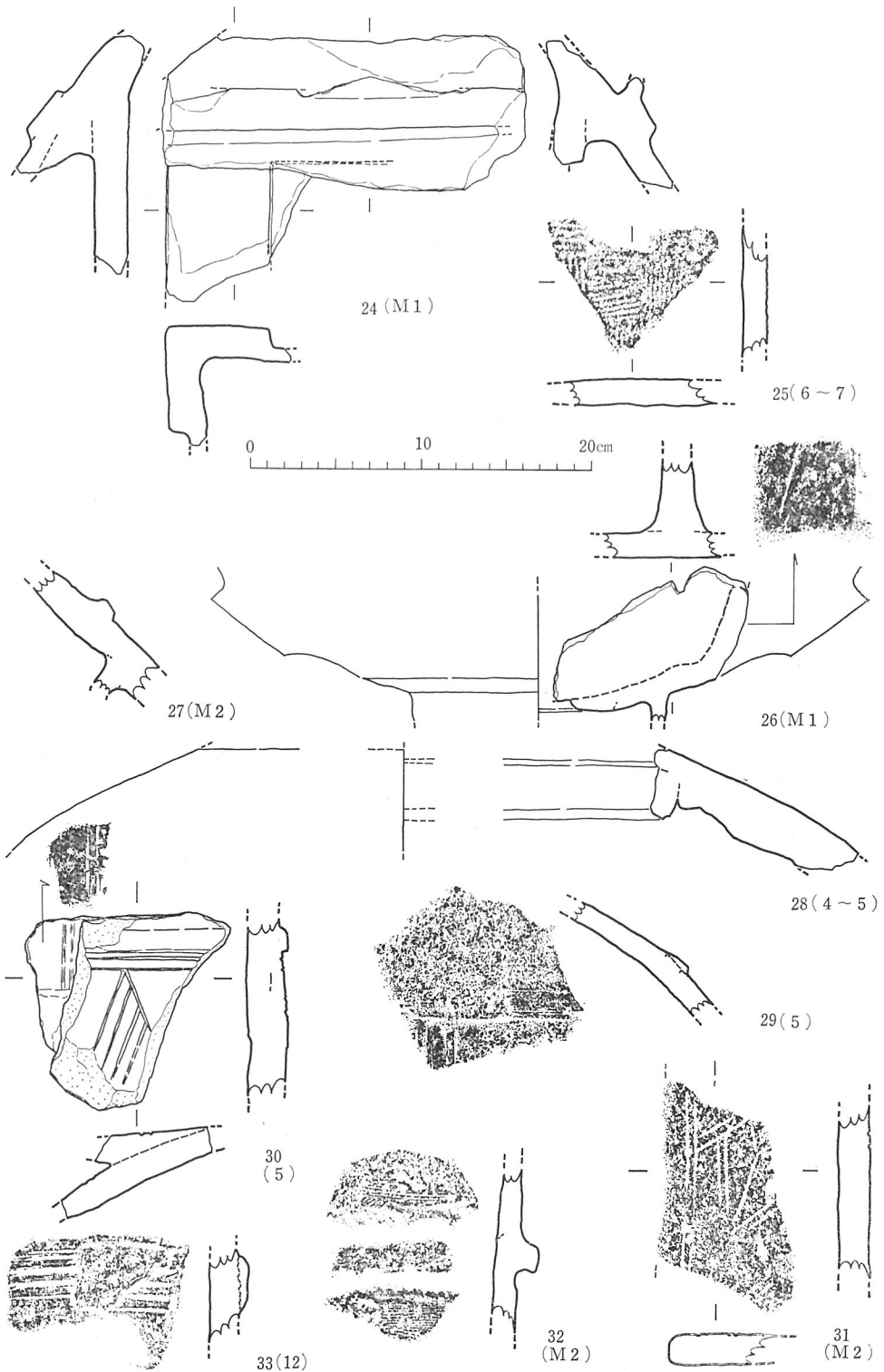
第11図 狭木之寺間陵の出土品(2) (1/4)

鱗付埴輪(第11図19、23、図版五) 鱗を円筒部に伴ったもの(19・20)、鱗そのもの(21)、鱗との接合面を円筒部にとどめるもの(22・23)がある。円筒部の復元径は19で約三八センチ、23で約三六センチと埴輪円筒のなかでは中形の部類に属する。鱗の幅は19で約五センチ、21で約一〇センチである。21の鱗は下端部付近であり、弧状に刳り込まれている。横断面でみると、緩やかに蛇行していることが知られる。19・21ともに側端面は丸くおさまられている。22・23は縦方向に長く深い刻み目を入れている。特に23の場合、斜め方向にも短い刻み目を加えている。刻み目が途中で切れていることから、鱗の下端部付近にあたるものと思われる。

形象埴輪

家形埴輪(第12図24・25、図版五)は軒及び柱を含んだ平側の破片である。柱の幅は六センチで、柱面より一・二センチ低く壁面が作られている真壁構造である。軒の突出は現状で最大九センチを測り、約四〇度の角度で傾斜している。屋根部は、右側の端部から考えて寄棟造りを示したものと思われる。軒の上にある幅広の突帯は押縁の表現と考えられるが、部分的に突出する箇所がある。端部を欠くため、明確な形状は判らないものの、宮崎県西都原第171号墳出土の家形埴輪などに見られる、リボン状突起のようなものになるのであろうか。25もかなり磨耗しているが、網代目と思われる表現が刻されている。

衣蓋形埴輪(第12図26～29) 四方立飾り部(26)と笠部(27～29)



第12図 狭木之寺間陵の出土品(3) (1/4)

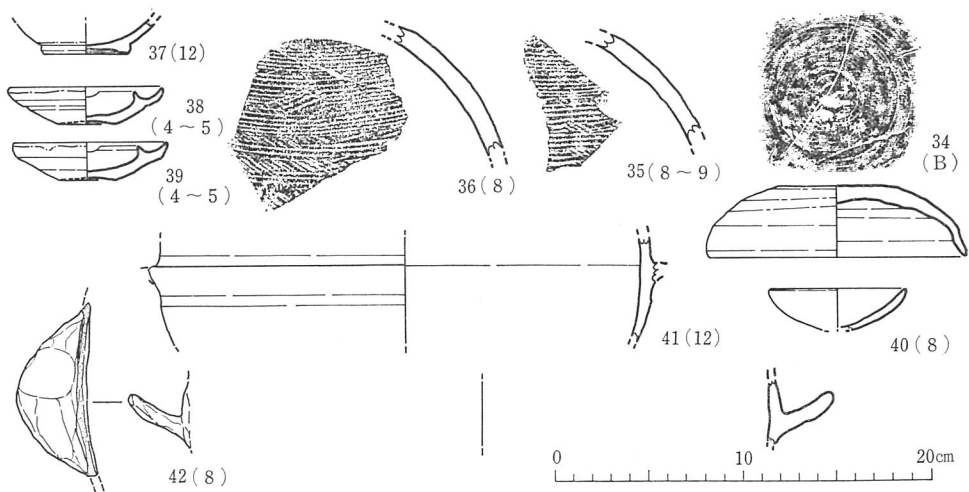
がある。立飾りは、皿形をした受部と笠部に挿入するための筒状の部分の一部をとどめており、受部から上方に垂直にのびている。受部の側面には、やや斜め方向の刻線があり、接合面であることを示している。残存部分に文様は認められない。笠部には、台部との接合部分(27)、頸部との接合部分(28)がある。29は前者に近い部分であろう。27・29では低い断面台形の突端が認められ、29ではさらに、T字形にのびる突帯の剥離面がみられる。この面には細い沈線を施している。

楕形埴輪(第12図30・31、図版五) 30は、円筒部と楕面との接合部。楕面では、低い突帯下に二本の沈線による平行線、及び鋸歯文とおぼしきものが認められる。31は楕面の側縁部分である。刻線により施文されているが、その単位は明らかでない。

不明形象埴輪(第12図32・33) 32は外見上、円筒埴輪と思われるが、突帯が途中で鋭く斜めにカットされており、そうみなすことは難しい。楕面などの裏の円筒部分であろうか。外面は、右下がりの粗い刷毛目の後、横刷毛目によって仕上げている。33は、幅広の低い突帯の剥離部分で、数条の粗い平行沈線が認められる。円筒埴輪の突帯というよりも形象埴輪の一部とすべきであろう。

土師器(第13図40~42)

皿、羽釜、鍋がある。40は口径七・二センチに復元できる小皿で、口縁部が肥厚している。底部の形状は不明である。羽釜(41)は鏝を欠く。鏝より下位の外面部は、煤のためか黒灰色を呈している。鍋(42)



第13図 狭木之寺間陵の出土品(4) (1/4)

は耳状の把手部分のみ残存している。

須恵器（第13図34～36）

坏蓋（34）と甕、もしくは壺と思われるもの（35・36）がある。34は口径一三・七センチを測る。口縁部は丸くおさめている。天井部は篋削りで仕上げしており、砂粒が逆時計廻り方向に移動しているのが認められる。該所には一状の篋記号がある。35・36は肩部であり、右下がり、もしくは左下がりの平行叩きの後、かき目を加えている。内面は一部に指押えを認めるものの、基本的には横撫でにより仕上げている。

陶器（第13図37～39）

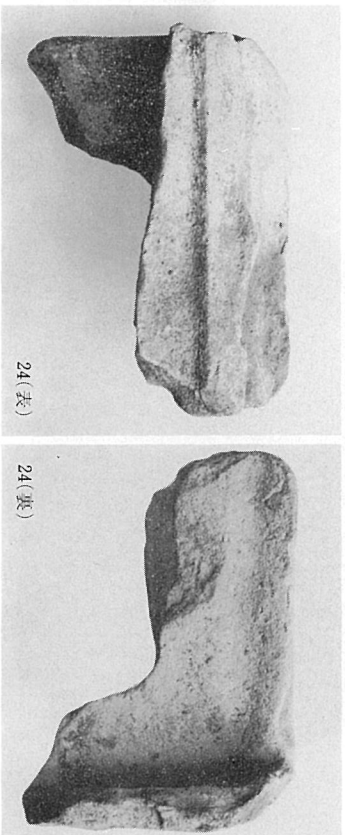
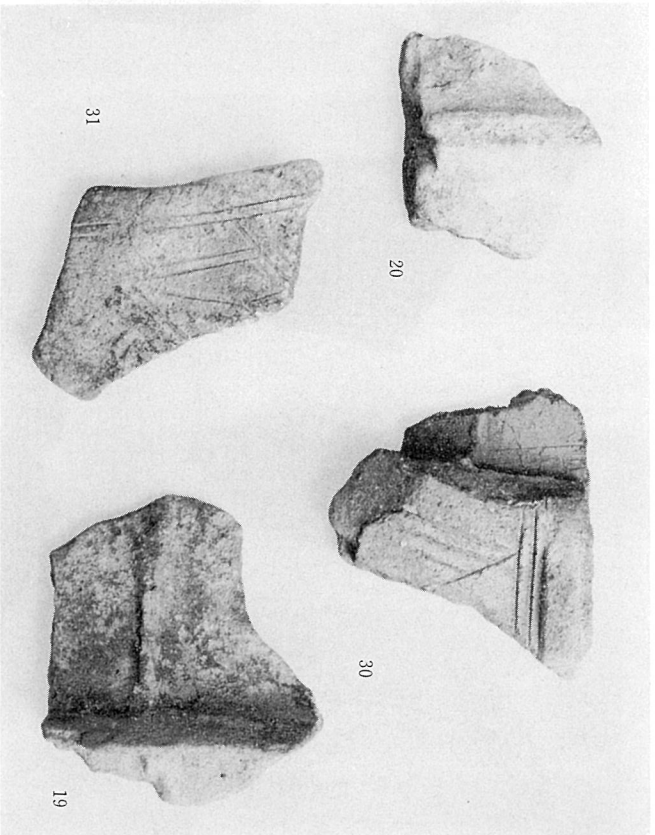
37は削り出し高台の埴である。底部外面を除き、淡い乳白色に施釉されている。38・39は瀬戸焼の灯明皿で、よく似た形態を示す。口縁端部から内面にかけて、黄味を帯びた灰釉が施されている。

その他、磁器には伊万里産の碗の小片がある。また、瓦は黒く燻した平瓦の小片である。

（福尾正彦）



狭木之寺間陵第11トレンチA東区の葺石出土状況（北側から）



狭木之寺間陵の出土品